

防災気象情報(変更点の記載有)

- ① 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)を新たに警戒レベル相当情報に位置付け
- ② 「高潮氾濫危険情報」は、災害が切迫した状況で発表されることから、「高潮氾濫発生情報」に統合
- ③ 避難指示(緊急)の発令基準例であった危険度分布の「濃い紫」は、警戒レベル相当情報ではなくなり、レベルは付さないことになる。令和4年度には警戒レベル5相当を「黒」として設ける。それに伴い警戒レベル4相当「うす紫」は「紫」に変更する。それまでの間、「濃い紫」は、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられる

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 (下段:国管理河川の 洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段:洪水警報 の危険度分布)	内水氾濫に 関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布:黒 (把握している可能性))	大雨特別警報(浸水害)※2	大雨特別警報(土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (従来の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布:紫 (把握危険水位超過相当))	危険度分布:うす紫 (把握超過)※4	内水氾濫危険情報 (水位超過下流において発表される情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布:うす紫 (把握超過)※4)	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布:赤 (把握危険水位超過相当))	洪水警報		大雨警報(土砂災害)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布:黄 (把握注意水位超過))	危険度分布:赤(警戒)		危険度分布:赤(警戒)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報		危険度分布:黄(注意)		危険度分布:黄(注意)	

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字: 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

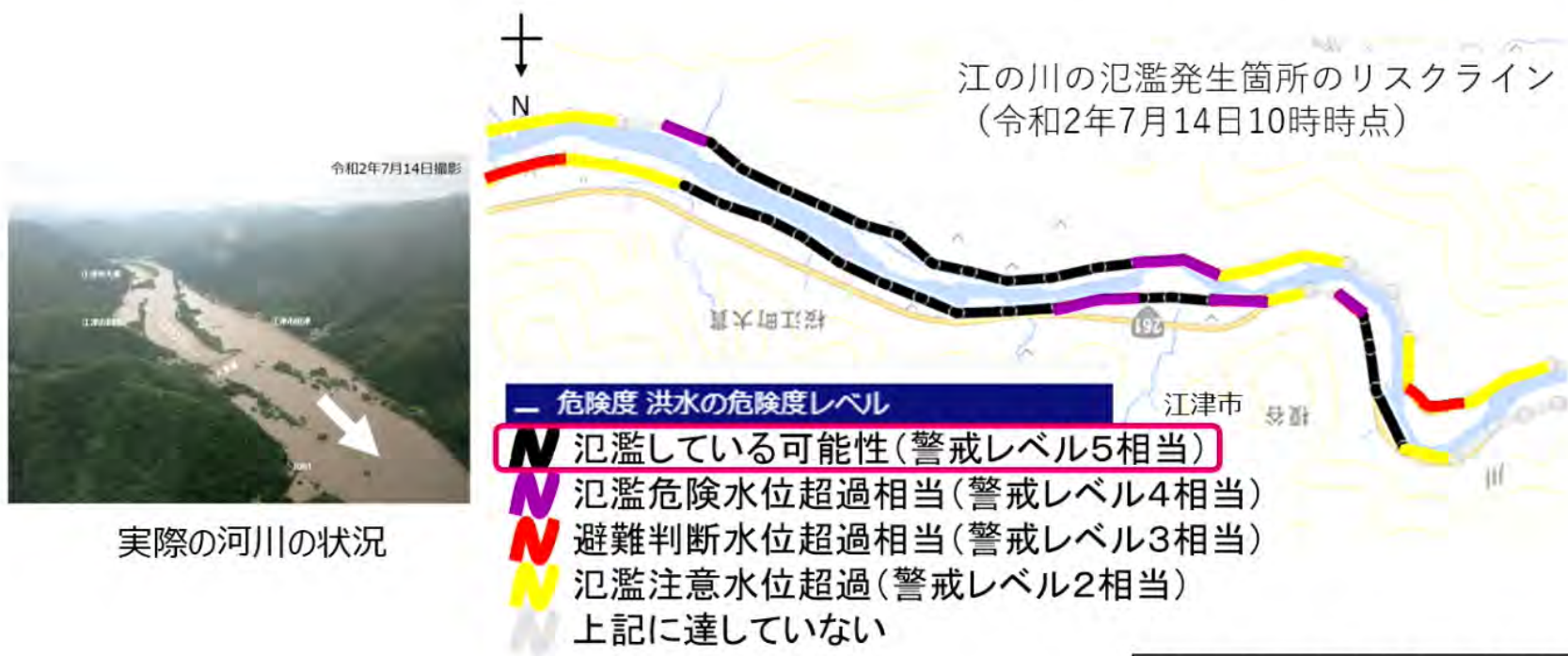
※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3~5相当の危険度を表示。
 ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇(暴風時に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができておそれがある。
 ※4) 大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
 ※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の確度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
 (注)本資料では、気象庁が提供する大雨警報(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案について

※内閣府(防災担当)令和3年3月「新たな避難情報等について」より抜粋

国管理河川における洪水の危険度分布(水害リスクライン)について

- 国管理河川では、数km~数十kmの予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位(水面形)を計算により推定し、左右岸それぞれ200mごとの洪水の危険度分布(水害リスクライン)を令和2年より提供している。
- 200mごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色(警戒レベル5相当情報)で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。



実際の河川の状況

今後のレイアウトイメージ

災害対策基本法等の一部を改正する法律案について

※内閣府(防災担当)令和3年3月「新たな避難情報等について」より抜粋

警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準の設定例(洪水予報河川)

<p style="text-align: center;">新 警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p style="text-align: center;">旧 警戒レベル4 避難指示(緊急) 警戒レベル5 災害発生情報</p>
<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかが該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかが該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めめるために発令することは考えられる。</p>	
<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>1: A川のB水位観測所の水位が、<u>氾濫開始相当水位(仮)</u>である〇〇mに到達した場合 (計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</p> <p>2: 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「<u>氾濫している可能性(黒)</u>」になった場合</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)</p> <p>※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>(警戒レベル4避難指示(緊急)の発令基準)</p> <p>1: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>2: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する) (解説部分に、排水機場の運転の停止時に避難指示(緊急)を発令すべき旨、記載有)</p> <p>(警戒レベル5災害発生情報の発令基準)</p> <p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合)</p>

「(解説)部分での記載」

なお、河川事務所等からの助言等を踏まえ、氾濫開始相当水位(仮)が堤防天端高等に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではないが、緊急時に河川事務所等から適時の助言を受けることができるとは限らないことに留意すること。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案について

※内閣府(防災担当)令和3年3月「新たな避難情報等について」より抜粋

氾濫開始相当水位(仮)について

○ ガイドラインでは、ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高(又は背後地盤高)など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を「氾濫開始相当水位(仮)」と呼称することとする。

○ 令和3年の災対法改正以前の「警戒レベル5災害発生情報」は、氾濫発生を確認してからのみ市町村長が発令することができる情報であったが、「警戒レベル5緊急安全確保」の発令基準の設定例は、令和3年度出水期においては、

●(実況の)氾濫開始相当水位(仮)が

●堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達したとき

(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)としている。こうすることにより、

①一連の区間で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、越水・溢水を確認できておらずとも、計算上、氾濫開始相当水位(仮)が堤防天端高に到達した時点で「警戒レベル5緊急安全確保」を発令することができるようになる。

②平時に明確な発令基準を設定することができる。

